

専門家と連携した総合相談体制について
(計画方針 2 空家等の適正管理の促進・発生の抑制)

区内の専門家団体（法律、建築、不動産、金融等各関係団体）と連携した総合相談体制を整備する。

これは、空家等の所有者や所有者になり得る者の様々な悩みを解決し、空家等の発生抑制や適正な管理につなげるため、相続問題、生前対策、修繕、利活用、除却など一人ひとりの事情に応じたより専門的な相談に対応し、助言や提案を行うことを目的とする。

【定期的な相談窓口の開催（案）】

- (1) 日程 定期開催（毎月 1 回程度）
- (2) 場所 会場は区役所で用意
- (3) 対象 区内の空家等の所有者（親族・代理人含む）
区内にある住宅等が空家等となるおそれがある建築物の所有者（親族・代理人含む）
- (4) 所要時間 30～45 分程度を想定
- (5) 申込方法 区へ事前に申し込み、相談内容を事前に確認（様式等作成する）
- (6) 相談員 相談内容を基に、専門家団体から 3 名程度選出
（弁護士、司法書士、建築士、金融関係者、不動産関係者等）

